



No. 318

令和5年11月1日

トピックス ～ 消費税インボイス発行事業者の登録を取り消す場合 ～

10月から消費税インボイス制度が始まっております。今号では消費税インボイス発行事業者の登録を取り消す場合の注意すべき内容をご案内致します。特に、やむなくインボイス制度に参加するため免税事業者から課税事業者に変わった方が気をつけた方がよい点を取り上げます。詳しくは当事務所にお尋ねください。

適格請求書（インボイス）発行事業者の登録をした事業者が、登録前において免税事業者であり、登録申請に関する経過措置（＝消費税課税事業者選択届出書を提出しない）の適用を受けて登録をした場合において、その後において登録をやめようとする場合には注意すべき点があります。

登録日以降にインボイス発行事業者の登録を取り消す場合

① 「令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けている場合」

インボイス発行事業者の登録を取り消す場合、翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要がある、※同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなります。

（例）令和5年10月1日に登録を受け、令和6年1月1日から登録をやめようとする場合、提出期限は令和5年12月17日となります。⇒令和6年1月1日からインボイス発行事業者でなくなり免税事業者に戻ります。

※上記のケースにおいて届出書を提出した日が令和5年12月18日以降となった場合、令和7年1月1日からしかインボイス発行事業者でなくならず、また免税事業者になりません。

登録取消手続：翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに、届出書を提出する必要があります、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。

※1/1から登録を取り消す場合、12/17までに提出しなければならない。



国税庁：「インボイス制度において注意すべき事例」より

② 「令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録を受けている場合」

登録の取消し方法は①と同じですが、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日まで課税事業者となり納税義務は免除されません。つまり、2年縛りという制限がありますので、ご注意ください。

ご注意！ 10月分の請求書をこれから準備する時期になっております。登録番号の記載もれのないようにご注意ください。

いよいよ秋本番を迎え、スーツにネクタイが気にならなくなっております。日本の四季はまだまだ健在であると安堵しております。朝晩の肌寒さはあるものの、日中の温もりを楽しみつつ木枯らしの季節に備え、体調管理に気を付けていきたいと思っております。とはいえ、珍しく風邪気味になっております。先月来の疲れが出てきたようです。セキなどの諸症状があり、早速、病院のお世話になりました。ついでに、コロナの検査も受け（陰性でした！）、インフルエンザの予防接種も済ませました。

さて、疲れの元？である先月の活動としては、5年ぶりになるドイツ・ミュンヘン税理士会とのリアルでの意見交換会や日税連公開研究討論会が立て続けに開催され、両方ともに準主役？としての出演がありました。ミュンヘン会との意見交換会では、小生は日・独の消費税制度のあり方に対する質疑応答に参加する一方、北海道から九州・沖縄まで全国から900名に達する参加者を迎えた研究討論会では、最年長メンバーとして、民法で創設された「配偶者居住権」（残された配偶者が住み慣れた住居に死ぬまで無償で住み続けることができる権利）の取得・保有・消滅を巡る民法・税務の問題点につき、6人の研究委員の一人として1年有余に亘る研究成果!の一端を発表させていただきました。途中で、使い慣れないノートパソコンがフリーズするというハプニングもありましたが、そこは年齢の功で何喰わぬ顔で切り抜け、まずまずの出来栄でした。こういうように自画自賛できるというのが、いつまでも現役でいられる秘訣かもしれません。ご参考にしてください！

海外に目を転じますと、昨年2月來のロシアのウクライナ侵攻に対する反転攻勢も膠着状態になっており、平和的解決に向けた目途がつかない上に、突如として中東において、ハマスによるイスラエルの攻撃がありました。その反撃として、イスラエル側によるガザ地区への徹底的な空爆が行われ、いよいよ地上戦までが始まるという、極めて憂慮すべき事態に発展しております。元々、欧米による二枚（三枚）舌外交による狡猾な分断戦略、イスラエルの建国の夢、パレスチナ人に対する迫害、サウジアラビアとイランの中東での覇権争い、加えて宗教の対立や石油といった天然資源への思惑等々、極めて複雑に絡み合った利害関係が存在しているため、平和的な解決に向けた方程式への解答は事実上不可能になっている中で、深刻な戦争状態が継続する雲行きとなっております。当面は、如何に早期の停戦の実現ということになりますが、イスラエルの反応を見ていますと、今回は何が何でもハマスの戦闘力を徹底的に削ぐという構えをみせており、ガザ地区のパレスチナ人に対するジェノサイドも辞さないように感じられます。人道上の危機に対する国連常任理事国である5大国の責任と国連そのものの存在意義が問われております。

《和奏・遼真通信》

和奏は学校祭や体育大会が終わり、前期末考査も終わって、今は気が抜けているようです。最近、スマホの使用時間の制限をなくした為、際限なく触り続けてしまいがちとのこと。先週末には誕生日プレゼントを購入するため、栄で束の間のデート!をしました。好きな男性アイドルグループのCDやグッズをたっぷりと買い求めることができご満悦でした。小金の効果的な使い方を実践して、じいじとしても面目躍如といったところです。

一方、遼真君は、ほっそりしていながら、思いのほか身長が伸びており6年生になって140cmを超えたそうです。ピアノ、そろばん、習字に加えて、部活の野球、サッカーのほかに塾もあり、週の6日は予定がびっしりのようで、日曜日だけが休日となっているとのこと。ちょっぴりかわいそうな気がしないでもありませんが、このぐらい忙しくしていないと家での自由な時間は、ゲームや動画をひたすら見続けてしまうようで、このような過ごし方もありかな!?と思われそうです。いずれにしても二人とも体調を崩さないよう留意して、毎日を元気に過ごしていくことを願っております。

（令和5年11月1日 所長 橋本）

